

会津若松市老人クラブ活動事業補助金の交付に関する要綱

(平成5年1月21日決裁)

(平成9年3月21日決裁)

(平成15年1月24日決裁)

(平成23年4月12日決裁)

(平成25年11月8日決裁)

(令和3年6月15日決裁)

(令和5年2月13日決裁)

(令和5年5月12日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、老人の福祉の増進及び社会参加活動の促進を図るため、老人クラブに対し会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及びその他法令等の規定に基づき、毎年4月末日において現存を認め、当該年度中に活動する老人クラブが社会奉仕活動、教養の向上及び健康増進活動等に要する経費について当該老人クラブに対して交付するものとし、その額は、市長が定めるものとする。

(申請書等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、老人クラブ活動事業補助金交付申請書（第1号様式）とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 単位老人クラブ調書（第2号様式）
- (2) 収支予算書
- (3) クラブ規約
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に掲げるクラブ規約については、単位クラブ設立のとき又は規約の改正がなされたときのみ添付書類として提出するものとする。

(実績報告)

第4条 規則第13条の規定による実績報告は、老人クラブ活動事業実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助対象経費内訳表（第3号様式別紙）
- (2) 帳簿や領収書等、補助対象経費の支出内容がわかるもの
- (3) 収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の請求)

第5条 補助金の交付の決定を受けた老人クラブは、速やかに書面により補助金の交付を請求するものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和4年度分の補助金に係る事業実績報告から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際に現に作成されている改正前の第2号様式による用紙は、当分の間、所要の調整をし、使用することができる。